

宇部市中小企業者等原油価格高騰緊急経済対策補助金交付申請書兼請求書

令和 年 月 日

宇部市長 様

申請者

住所	※個人事業主は住民票上の住所、法人（会社）は法人登記上の住所を記載 〒
法人名・屋号	
代表者職・氏名	※個人事業主は職名不要

宇部市中小企業者等原油価格高騰緊急経済対策補助金交付要綱第5条の規定に基づき、添付書類を添えて、裏面の誓約事項に同意の上で補助金の交付を申請します。また、交付決定があった後は、交付決定された補助金を指定の口座に振り込んでいただきますよう請求します。

1 申請者の基本情報

業種分類 ※主事業が該当するものに☑	<input type="checkbox"/> 製造業 <input type="checkbox"/> 建設業 <input type="checkbox"/> 運輸業 <input type="checkbox"/> 卸売業 <input type="checkbox"/> サービス業 <input type="checkbox"/> 小売業 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
資本金の額 ※会社のみ記載	円	常時使用する従業員数	人
市内事業所の所在地 ※複数ある場合は併記	宇部市		
申請事務担当者 ※日中連絡がとれる 電話番号を記載	部署:	氏名:	
	電話:	E-mail:	@

2 対象月における燃料の油種別購入量

燃料油の種類別	令和4年1月から7月までの任意の連続する 2か月（対象月）における燃料購入量（リットル）			燃料価格 上昇額【B】 ※1リットル当たりの令 和2年中の平均値からの 価格上昇相当額	【A】×【B】
	令和4年 月	令和4年 月	合計【A】		
ガソリン	(リットル)	(リットル)	(リットル)	35円	円
軽油	(リットル)	(リットル)	(リットル)	35円	円
重油	(リットル)	(リットル)	(リットル)	35円	円
灯油	(リットル)	(リットル)	(リットル)	32円	円
油種毎の【A】×【B】の合計額＝補助対象経費【C】 100,000円以上が補助対象要件					円

3 補助金交付申請額

円

【C】×1/2（1,000円未満切捨て）**限度額400,000円**

申請期限 令和5年1月31日（火）

※郵送の場合は当日消印有効

4 燃料油を多く使用する事業用の機器・設備等の保有状況（リース・レンタル含む）

※機器・設備等の種別は、トラック、ダンプ、船舶、ボイラー、自動車、建設機械、製造機械等、具体的に記載。

※使用燃料油種別及び保有形態については、該当するものに○をしてください。

※補助対象となる購入した燃料油に係る機器・設備等については、必ず記載してください。

※行が不足する場合は、別紙「機器・設備等追加一覧」を使用してください。

機器・設備等の種別	数量 (台)	使用燃料 油種別	保有形態	駐車・保管・設置場所の所在地の地番 (所在地が複数ある場合は併記)
		ガソリン / 軽油 重油 / 灯油	自己所有 リース・レンタル	
		ガソリン / 軽油 重油 / 灯油	自己所有 リース・レンタル	
		ガソリン / 軽油 重油 / 灯油	自己所有 リース・レンタル	
		ガソリン / 軽油 重油 / 灯油	自己所有 リース・レンタル	
		ガソリン / 軽油 重油 / 灯油	自己所有 リース・レンタル	
		ガソリン / 軽油 重油 / 灯油	自己所有 リース・レンタル	

5 振込先（申請者と同一名義のものに限る。法人名義も可）

金融機関名	銀行 信金 農協 信組	本店 支店 支所 出張所
預金種別	当座・普通	
口座番号		
(フリガナ)		
口座名義人		

【添付書類】※提出前に必ず確認のこと。

- 補助対象経費の内容及び支払いを証する書類の写し（A4用紙）
※購入日、購入した油種と数量、支払金額が記載されたもの
- 燃料油を多く使用する事業用の機器・設備等の保有状況を示す写真（A4用紙）
- 履歴事項全部証明書（法人の場合）（※発行日から3月以内のもの）
- 本人確認書類の写し（個人の場合）
- 直近の受付済確定申告書類の写し ※開業間もない場合は開業届の写し等事業実態が確認できる書類
確定申告書別表一（法人の場合）
確定申告書B第一表（個人の場合）
- 宇部市税に滞納がないことの証明書（※発行日から3月以内のもの）
- その他市が必要とする書類（市から指示がない場合は添付不要）

【誓約事項】※提出前に必ず確認のこと。

1. 本補助金の申請条件を全て理解した上で申請し、申請内容及び添付書類に虚偽はありません。
2. 対象月における燃料油の購入について、宇部市又は他の団体から別の補助金を受けることはありません。
3. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行う者又は当該営業に係る同条第13項に規定する接客業務を行う者ではありません。
4. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者ではありません。
5. 宗教活動又は政治活動を主な目的とする事業を行っている者ではありません。
6. 事業実施に当たって必要な許認可その他事業実施に当たって必要な関係法令上の規定による要件を満たしています。
7. 補助金受給後、交付要件に該当しないことが判明した場合には、直ちに補助金を返還します。
8. 指定した期限までに申請書の不備を解消できない場合は、申請を取り下げたとみなされることに同意します。
9. 本補助金交付事業に必要な範囲で個人情報を提供すること及び提供を受けることに同意します。
10. 上記の誓約・同意事項を破棄したことを理由に市が補助金の返還を求める場合は、これに従います。

